

第四十四回国会
衆議院

内閣委員會議録 第十九号

昭和三十三年三月二十二日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 中島 茂喜君

理事伊能繁次郎君 理事内田 常雄君

理事草野一郎君 理事宮澤 胤勇君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

理事山内 広君

内海 安吉君 島村 一郎君

辻 寛一君 藤原 節夫君

保科善四郎君 田口 誠治君

西村 関一君 受田 新吉君

出席政府委員

内閣審議官 江守堅太郎君

審議室長兼内閣 審議大臣官房審

議室長 高辻 正巳君

法制局次長 關 道雄君

法制局長官 幹 小 久雄君

總理府總務長官 佐藤 朝生君

總理府副長官 深見吉之助君

總理府事務官 (中央青少年問題協議會事務局)

官内庁次長 瓜生 順良君

文部事務官 齋藤 正君

(社会教育局長) 齋藤 誠君

農林事務官 坂本 信雄君

(振興局長) 齋藤 誠君

運輸技官 坂本 信雄君

(港務局長) 坂本 信雄君

委員外の出席者

検 査 荻野鐘一郎君

刑事局青少年 課長

第一類第一号

内閣委員會議録第十九号

昭和三十三年三月二十二日

法務事務官 副島 和穂君

(矯正局教育課長) 福井 徹君

法務事務官 吉田 次郎君

(矯正局参事官) 増川 達三君

法務事務官 渡邊 孟君

(保護局監察課長) 北川 俊夫君

運輸事務官 加藤 重喜君

(自動車局参事官) 加藤 重喜君

労働事務官 渡邊 孟君

(婦人少年局労働課長) 北川 俊夫君

労働事務官 加藤 重喜君

(職業安定局調整課長) 加藤 重喜君

専門員 加藤 重喜君

本日會議に付した案件

總理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

總理府設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。西村関一君。

○西村(関)委員 たいいま議題となつております總理府設置法等の一部を改正する法律案につきまして、主として提案理由説明の中の第二条、青少年問題協議會設置法の一部改正につきまして、質疑を行なうと思ひます。

なお、全部にわたりましたは多くの問題を持っておりますので、それは、青少年問題協議會設置法一部改正に関する

る質問のあとで續いて質疑を行ないたいと思ひますが、あるいはきょうの日程で全部質問できるかどうかはわかりませんが、できるだけ問題の要点をお尋ねいたしまして、政府当局の御答弁をお願いいたしたいと思ひ次第であります。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

本日の朝日新聞を見ますと、児童の健全育成について、灘尾厚生大臣が二十二日に開かれる中央児童福祉審議会の総会に諮問をするというようなことが、児童の健全育成対策というものが厚生省から提示せられておるのであります。ただいま議題となつております青少年問題協議會は、厚生省はもちろん、文部省、労働省、農林省、各省に關係を持つ協議會でありますから、ただ厚生省所管の児童福祉審議会の問題だけではないのでございすけれども、関連する問題点が出ておりますから、質問の冒頭にこのことをもう一度注意を喚起いたしまして、政府の御答弁をお願いいたし、この点に触れて参りたいと思ひのであります。

この厚生省の考え方によりますと、児童の健全育成を妨げている障害を明らかにするとともに、それに対するところの対策、少なくとも参ります幼少人口の質を高める方策、ただ単に従来の施設にある特殊児童を対象として対策を進めるだけではなくて、広く一般の児童の健全育成対策を取り上げるといふことが強調せられております。特に青少年の非行行為が年ごとに重大な社会問題となつてきておる。こ

とに最近ではローティーンの犯罪が目立つてきておる。このために全般的な児童対策が必要である。第二には、青少年の事故死、自殺が急激に増加してきておる。三十五年中には交通事故、水難、感電などの事故死は、一才から十九才まで約一万二千三百人にも上つておるし、この年齢層の死亡順位の第一位となつておる。自殺も、三十五年には、二十才から二十四才までで約四千二百人になつて、死亡順位の第一位である。十五才から十九才まで二千二百人からの自殺少年が出ておる。こういうようなことがきょうの朝日新聞に提示せられておるのであります。非常に私どもの心を痛める問題であると思ひのであります。

義務教育を終えましてから成年になりますまでの間における青少年の社会人としての人格の形成、あるいは學術、技能の修得、練磨という点につきますと、国は重大な責任を持たなければならぬと思ひのであります。児童憲章が發布せられて、児童の基本的な権利が守られなければならぬといふことがうたい上げられておりますけれども、実際におきましては、児童憲章はただ単なる飾りものにしかならないといふような状態であること、はなはだ遺憾に思ふものでございまして、もちろん、これがために中央、地方の青少年問題協議會が設けられて、各省、各機關連絡のもとに、これが対策を講じていこうといふことに相なつておると思ひのであります。青少年の非行の現状を考えますときに、

ただいまのような事故死、自殺の増加ばかりでなく、そういう事態ばかりでなく、青少年の非行は年を追ひまして集團化し、凶悪化し、また、低年齢化してゐるという現状であります。青少年問題協議會が十分な成果をあげ得なかつたからこういう現状が起つてゐるのだといふことではないと思ひますけれども、こういう現状に対しまして政府はどのようにお考えになつておられるか。今度の設置法の一部改正におきましては、地方の青少年問題協議會に對して、都道府県の青少年問題協議會に對して、予算の許される範囲における補助ができるようになってゐるのを、五大都市にもこれを行なはしめようといふ点にあるのでございすけれども、これは青少年の都市集中の傾向にかんがみまして、当然の措置であると思ひのであります。それ自体については何ら異論を差しさへる余地はないと思ひのでございすけれども、それに先立ちまして、こういう青少年の非行の現状等に対して、健全な育成をはかつて参りますために、政府はどのような根本的な青少年問題に対する考え方を持たなければならないか。ただ予算をやくりくりする、都道府県の青少年問題協議會だけに補助金を出しておつたのを、五大都市にも出すようにするといふことだけでは、問題の解決にならないと思ひのであります。この機会に、私は、政府が青少年問題協議會のあり方についてどのようにお考えになつていらつしやるか、青少年問題の対策に對してどのような基本的な対策を打ち

出そうとしておいでになるか、その点について長官にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○小平政府委員 ただいま先生からお示しのような記事を私も見ました。青少年問題がきわめて重要な課題でありますことは、あらためて申し上げるまでもないわけでございます。ただ、いわゆる青少年問題の解決につきましても、御承知の通り、政府として、中央青少年協があるいは地方青少年協、これらを通じて各般にわたる施策の総合調整を行ない、あるいは方針の調整を行ないまして、それぞれ担当省で具体的な施策を進めておることは、御承知の通りでございます。青少年問題と申しますと、一面におきましては、確かにいわゆる非行青少年の問題があると思ひます。それに対して各般の施策を打ち出さなければならぬことは当然でございますが、さらに、私の考えとして、あまり——あまりと言ふと語弊があるかもしれませんが、非行青少年問題にばかり目を配っておって、一般の善良なる青少年を健全に育成するといふ積極面をかりにもおろそかにするやうなことがあつては、政治なり行政のあり方として、むしろ誤つておるのではなからうか、逆ではなからうかといふ考えを私は持つております。そういう考え方に立ちまして、私は、就任以来、むしろ後者に力を入れて、よい影響を漸次悪い青少年の方に及ぼすことによつてやることが本筋ではなからうか、私はそういう考えを持つておるといふことを、中央青少年協の会等に臨みましても始終申し述べておるのであります。そういう見地から、さきに中央青少年協におきましても、十

二項目にわたりました政府施策の大綱を調整をいたして、それぞれの関係当局にこれを示しまして、その線に沿つて各般の施策を遂行してらうといふことに努力をいたしておる次第でございますが、なお、その十二項目の詳細につきましても、事務局長が参つておりますので、事務局長から詳しく説明を申し上げたいと思ひます。

○西村(関)委員 小平長官の、ただ非行青少年あるいは保護を要する児童といつたものだけを対象にしないで、一般の青少年の健全育成をはかつていくことが、非行青少年の問題を解決する重要なポイントである、こういうお考えに對しまして、私もその御意見には大賛成でございます。しかし、それは申しますものの、そのことは、なかなか簡単にはできるものではないと思ひます。具体的に健全育成といふことは、どういふことを目途にしてお考えになつていらつしやるか。

十二項目にわたつて中央青少年協にお出しになりました政府のお考え方につきまして、この機会にちよつとお示しをいただいた方がいんじやないか。担当の政府委員からお答えを願ひたい。

○深見政府委員 お答えを申し上げます。青少年対策は、社会全般がこれに協力していただきまして、家庭教育、学校教育、社会教育全体を通じての盛り上がりが大切であると考えておりますが、これらを考えまして、昨年の暮れに、青少年協におきまして、十二の当面の重要事項を定めていただきました。

第一といひまして、青少年の倫理確立。これは青少年の倫理意識あるいは順法精神、暴力排除等を含めまして、広い意味の青少年の倫理を青少年みずからの手によつて高めていく運動を推進したい、こういう趣旨でございます。

第二番目に、青少年団体の育成。健全育成の基盤をいたしまして、青少年自身が自己研修の場としての集団活動がきわめて必要である、かような観点から、青少年団体の育成に關係行政機関も大いに協力をし、その指導者の養成にも適当な配慮をする、こういう意味でございます。

第三番目に、勤労青少年の保護育成と教育機会の充実。御承知の通り、都市に青少年が集中いたしますと、特に中小企業に従事する青少年の福祉の増進という問題、教育の向上、余暇の善用等が、健全育成並びに非行防止にきわめて重要な役割を演じますことにかんがみまして、この問題を取り上げたわけでございます。

第四番目は、健全育成施設の充実整備。青少年が自己研修をいたしますために、野外活動、集団活動あるいはレクリエーション等の拠点として、青年の家とか、勤労青少年ホームとか、ユースホテルとか、児童のための諸施設、あるいは体育施設といったようなものを整備充実したい、こういうことでございます。

第五番目に、スポーツの振興をはかりたい。第六番目に、農家の後継者養成。御承知の通り、都市に青少年が出ます傾向から、農家の後継者としての農村の青少年の残留がきわめて少なくなつておる現状にかんがみ、これらの青少年に高度な農業的な技術を得させ、農村

にいつかしめる一つの運動を起こしたい、かような意味合いで、農家の後継者養成といふのを取り上げた。

第七番として、家庭における青少年教育の振興。今日青少年問題がいろいろ申されますが、根本は家庭教育の充実にあると考えます。特に幼少期における家庭のしつけが、とかく戦後薄れがちでございますので、これらの点に重点を置いて、幼少期、少年期を通ずる家庭教育の充実をはかつてもらいたい、こういうことでございます。

第八番目に、マスコミの健全化。マスコミが青少年の育成のために果たす役割はきわめて大きなものでございまして、一面において、不健全なマスコミの青少年に与える悪い影響というものも見がすことができませんので、関係業者その他の御協力を得る方法をもつてこの健全化をはかつてもらいたい、こういう趣旨でございます。

第九番目に、非行防止のための地区活動の強化。非行をいたしました子供がとかく地区から白眼視され、あるいは地区から除外されるために、ますます悪くなつていくので、よくなつてくる機会を与えることが大いに必要である、こういうわけで、地区活動強化のために、婦人会その他関係地区の民間の方々の協力を得て、これの指導のための組織整備をはかつてもらいたい、かような意味でございます。

第十番目といひまして、非行青少年対策の充実強化。これは主として矯正機関の施設その他を充実していきまして、いろいろの教護育成、保護矯正といった面を充実したい、こういうことでございます。

第十一番目といひまして、精神薄弱児、身体不自由児に対する保護の徹底をはかりたい。

また、最後に、青少年が、視野を広げて世界の状況を知り、その上に立つて日本人のあり方を考えていくことがきわめて必要であるといふことから、青年の国際的交流といふことを考える。

この十二の項目を当面の重要対策として決定し、これを内閣、關係行政機関におかれてそれぞれ担当部門で協調し、重点的に強力に推進してもらいたい、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○西村(関)委員 ただいまの十二項目は、いずれも大切な問題であり、適切な御指示であつたと思ひます。でございますが、問題は、それらの項目にわたつております点を、具体的にどのやうに成果を上げるかといふところにあると思ひます。これを受けて各省はどのような対策を打ち出しておいでになりますか。まず、労働省關係にお伺いをいたしたいと思ひます。青少年が、勤労青少年の保護育成、特に中小企業に従事する青少年の保護、教育、指導、余暇の善用といったやうな点が打ち出されております。労働省といひましては、婦人少年局もあつていろいろ対策を出しておられると思ひますが、具体的にこの中央青少年問題協議会が政府に出されました答申に對しまして、どのやうに受けとめておいでになりますか、どのやうに対策を出そうと思ひたいと思ひます。

○渡邊説明員 お答えいたします。労働省といひまして取り上げております問題を申し上げますと、勤労青

少年の健全な発達を阻害しております。低賃金労働条件、有害な労働環境、こゝろのものを排除いたしますと、同時に、働く生活に喜びと希望を持つよう配慮することが根本であろう、このように考えるわけでございます。従いまして、労働省といたしましては、労働基準行政の重点といたしまして、年少労働者に対する監督指導という点に重点を置いて推進いたしております。この結果、適正な労働条件の確保と労働環境の整備に努めておる次第でございます。また、最近の産業界の進展に伴いまして、必要な中堅労働者としてこれを養成いたしますためにも、職業訓練というものに重点を置いておるわけでございます。さらに、都市地域におきましては、中小企業の年少労働者の問題につきましては、特別な配慮も必要でございます。このためには、先ほども申し上げておりますような、勤労青少年ホームというような福祉施設の整備促進に努めておりますと同時に、事業主団体に、年少労働者の生活相談なり余暇の善用指導を行うための年少労働者福祉員というものを設置されますよう、奨励いたしまして、その活動の充実化、活発化によりまして、年少労働者の健全な育成に努めておる次第でございます。

○西村(関)委員 大企業に働く勤労青少年につきましても、ただいま言われましたような政府の施策の恩恵にあずかる面があると思ひますけれども、中小企業に働く年少労働者につきましては、社外工とか臨時工とかいうような立場にある者が多いと思はれるのでございませう。従つてまた、余暇などはほとんど持ち得ない。働きながら夜学に

行つて勉学するという志を持つておつても、なかなか労働過重のために勉学もできない。まして、余暇を善用して人格の形成をはかる、あるいはまたお互い若い者同士の友好的な交わりを深めていこうというふうなことも、ほとんどできない。ただ過重な労働に追いつまらぬという状態が大部分ではないかと思ふのであります。そういう中小企業に働く勤労青少年に對しまして、はたして今言われましたような点がどのようによ利用され得るとお考えになつてゐるか、そういう勤労青少年に對してどういふ施策を持つて労働省は臨んでいつたらいふというふうにお考えになつてゐるか、その点を一つお伺いしたいと思ひます。

○渡邊(明)委員 先ほど申し上げましたのは、主として中小企業を對象としたものであります。おるわけでございませう。たとへて申し上げますと、一斉週休の問題なり一斉閉店の問題、これらは労働時間の短縮なり休日確保という観点から実施いたしておるのであります。三十三年度の十二月に実施いたしました一斉週休制の問題について申し上げますと、三十三年度にこれを実施いたしましたのは四千九百三十三団体でございまして、実施事業場の数が三十七万二千四百五十三、労働者の数が八十七万二千二百人でありましたが、三十五年の末には、実施団体が三倍にもなつて一十三万四千四百二十五、実施事業場の数が七十六万五千、対象労働者数も百九十七万一千、こういうふうになつておるわけでございませう。

店等が店を締める、こういうことでございまして、これも現在すでに対象事業場が二十一万四千三百、労働者数四十六万人、こういうふうになつておるわけでございませう。

それから、福祉の増進につきましての問題でございませうが、私も今中小企業の年少労働者福祉員制度というものをやっておりますが、これは、中小企業の団体の方に、その団体におります事業場に働いておる年少労働者の生活相談であるとか、余暇の利用のための援助であるとか、こういう仕事をしてもらうわけでございませう。こういう方々が全国に八千人現在おられて、中小企業に働く年少労働者の福祉の増進をはかつていく、こういう状況でございませう。

○西村(関)委員 次に文部省関係にお伺いいたしますが、健全育成・施設を充実していくということ、あるいはスポーツの振興をはかつて参る、余暇の善用をしていくということ、いずれもけっこうなことだと思ふのであります。同時に、やはり暗い面について目をとおすることはできないと思ふのであります。つい数日前の新聞には、某中学校の卒業式に、生徒が校長に暴行を加へるおそれがあるから、校長はパトロール付で登校しなければならぬ、こういう記事が出ておりました。こういう事態が起るのとは一体どういふところに原因があるか。これは氷山の一角にすぎないと思ふのであります。今日中学、高校に学ぶところの生徒、学生の中には、そういう一種の機運と言いますか、そういうものが起こつておる。それは一体どういふところに原因

があるか。やはり教師と生徒、学生との間における人格的交流が欠けてゐるのじやないかと思ふのであります。青少年協の方から出されたこの十二項目のうち文部省関係の健全育成施設の充実というふうなことも、青年の家をふやして参るといつたようなことも大事でございませうが、恒常的に教育の場において、教師と生徒とが接触するといふ点につきまして、ただ単に学科を教えるといふだけでなしに、教師と生徒との人格的交流というふうなものを通して、そこに青少年の人格形成期におけるところの大事な役割が果たされていくと思ふのであります。そういう点につきまして文部省はどういふようにお考えになつていらつしやるか、こういう具体的な事象に對して、どういふふうなこれら処理していかうとお考えになつておられますか、文部省當局のお答えを願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 御指摘のよう、最近青少年の犯罪、非行という問題に關連いたしまして、義務教育の段階にありまして中学生の非行の率が増大してきたといふことにつきましては、御指摘のよう非常に問題であります。文部省といたしましては、学校教育の面で、基本的に教育課程の改善でありますとか、あるいは一人の教師が受け持つ学級の編成を適正にするとか、あるいは施設の充実とかいうような基本的なことは、数年来計画的に進めておるのであります。御指摘のやうな事象が出て参つておりましたので、やはり基本的には、今おっしゃいましたやうに、先生の生徒に對する指導力の向上といふことが必要であらうと思ひます。その点につきましては、先生

の生活指導に對する熱意、その能力といふものをますます充実していかなければならないと思ふのでございませう。なお、一面、非常に特異な例として、学力におきましてもあるいはその後の性格といたしまして、先生だけでは間に合わない部分もございませうが、その面につきましては、PTAでありますとか、あるいはいろいろ他の行政機関との連絡を緊密にいたしまして、非行の芽が現われるという場合には、関係者がよく協力して、できるだけ万全な指導をいたすように努めて参りたい、かように考えておるわけであります。

○西村(関)委員 外部の協力によつて悪の芽をつんでいきたいといふことであります。PTAが今日学校に對する寄付団体のような傾向も出ておる。本来のPTAの役割、教師と両親とのほんとうの協力といふものが、学校教育、家庭教育の場において、十分なされてゐないといふふうには感ずるのであります。ただ単に学校の予算が足りないのをPTAで寄付を集めてこれをまかなつていく、こういうふうな働きしかしてゐないやうなところも多いように思ふのであります。社会教育局長として、PTAに對してもただ今までのおぼろげな指導ではいけない、むしろ間違つた傾向にあるものは、国が責任を持たなければならぬものは、国が思い切つて予算をふやしていく、PTAにはそういう経済的な負担をかけないといふやうな配慮をしながら、本来のPTAの使命を果たしていくやうに指導なされなければならぬと思ふのであ

ります。また同時に、家庭教育の点があげられておりますが、家庭のしつけの問題にいたしまして、これは学校と家庭との緊密な連絡というものが今まで必ずしも十分でなかったというふうにも思われます。また、家庭と申しまして、しつけができないような、両親が共働きをしておるといったような家庭も相当あります。そういうような家庭に対するしつけ、あるいは片親のいない子供の家庭のしつけといったような点についても、これは社会全体が連帯共同の責任を持って、そういう家庭の子供に対する配慮をしていかなければならぬと思うのであります。そういうような点について、ただ単に家庭のしつけをよくしていくのだというだけで、問題は解決できないと思うのであります。そういう点に対しては、社会教育局長はどういうふうにお考えになりますか。

○齋藤(正)政府委員 戦後の学校教育の実態をいたしまして、御指摘にありましたように、PTAがややもすれば学校の財政的援助に迫られるという傾向があったのでございますが、だんだんに公費で負担すべき学校の経費につきましては、それぞれの地方団体あるいは国の補助でまかなっていったら、それを解消する方向にあるわけでありまして、私たちがいたしましては、PTAに対する指導をいたしまして、PTAの本来の任務でありまして、PTAの互いが子供の教育あるいは自分たちの資質の向上ということを学ぶ成人教育の団体として、本来の活動を活発にしていただくような指導をいたしております。また、最近には特にその傾向は顕著でございます。いろいろ全国的

に行なわれますPTAの活動におきましても、たとえば昨年行われました、特に青少年に対するお互いの愛護、保護の実践につきまして研究集会を行なう、あるいは本年特別にまた成人教育に関する研究集会を行ないますとか、そういうことが顕著になって参りました。それにつきましては、私どもも、事務的にあるいは財政的にも若干の援助をして、こういうPTA本来の活動が末端にしみ渡るように、今後も努めて参りたいと思っております。

なお、家庭教育につきましては、やはり青少年の育成というものを考えます場合に、学校教育と家庭教育、あるいは社会における青少年の教育、この三つがそれぞれの任務を果たしまして初めてりつぱな青少年ができるわけでございますが、戦後ややもすれば、家庭教育というもののについてことさらに回避するというのが一般の風潮もないわけではなかったのでございます。本年度、文部省をいたしましては、家庭教育に關しまして基本的な事項あるいはいろいろな事例等につきまして、専門家を集めまして一つの参考資料を作りました。それをPTAでございまして、あるいはいろいろな行なわれております婦人学級でありますとかいうような研修の材料にしたいので、そういう社会教育のいろいろな団体の勉強の場には家庭教育の重要性ということを浸透するようにしていきたい、かように考えておるわけでありまして、

○西村(関)委員 家庭教育の問題は、非常に重要でございます。私は、戦前の家父長制家族制度の復活というものを目ざしての家庭教育であつてはな

らないと思ひます。あくまでも家庭におけるところの児童の人格を尊重するという気風のもとに、自己の責任と義務を明確に自覚していくような家庭や社会における指導、青少年の自分自身の義務と責任、また、将来に対するところの希望というふうなものを抱かしていただくことができるような、そういう人格中心主義の、真の民主主義に立つた家庭教育でなければならぬと思ひます。家父長制家族制度を復活せしめるような家庭教育であつてはならない。その点につきましてはいろいろ御検討していただくと思ひますけれども、この機会に局長の御見解を承つておき

○齋藤(正)政府委員 家庭教育の問題につきましては非常に重要であります。一面また、文部省が指令を出します場合には、かなり慎重に検討しなければならぬ問題がございしますので、現在、社会教育審議会の中に家庭教育に関する小委員会を設けてまして、専門の方に御検討もいただき、さらにそのほかにも、明年度になりますれば専門の方々の御集まりをいたしまして具体的なものを練りたいと思ひますが、御指摘の通り、ただいまだに子供を抑圧するといふようなことだけでは、ほんとうの子供の人格形成に役立ちません。ただ、一面、戦後の風潮をいたしまして、親がほんとうの意味の權威を持つて指導すべき事柄につきまして、いたずらに遅延逡巡をいたしまして、そのために子弟が放縦に流れ、親が責任をもつて指導すべき場合にも指導しないといふような傾向が、ややもすればそれが民主的だといふふう

もまた思われがちな点もありますので、それらの点は、十分専門家の委員会を設置いたしまして検討していただきたいと思つております。

○西村(関)委員 私は時間がありませんで、社会教育の問題についてなお多くのことを伺ひたいのであります。でも、次の機会に譲りたいと思ひますが、ただ、家庭教育の場におきまして、親の權威という点が高調せられまする前に、両親教育の伸長ということが先行しなければならぬ。両親が無自覚で、時代の意識に目ざめず、また人格尊重の民主主義の精神に徹しないで、権力を振り回したのでは、非行少年を作るものになると思ひます。両親教育の振興という点を社会教育の面において十分に取上げていただかなければならぬと思ひます。社会教育が、学校教育とともに、重要な教育の面であるといふことは申すまでもないことではございまして、特に今日の時代におきましては、その点が高調されなければならぬと考えますから、この点につきましては、またの機会に社会教育のあり方について私はお伺ひをいたしたいと思ひますから、きょうは一応社会教育の問題につきまして一応局長の御答弁を了承させていただきます。次に、それでは、国際交流の問題につきましてお話をございましたが、これは、今日まで青少年が世界的な視野に立つて、国際的な交流をはかつていくというお考えのもとに、すでに国費を使つて相当な青少年が海外に出ておると思ひますが、どのくらい出て参りましたか。

○小平政府委員 従来三カ年にわたつて行ないまして、正確なところ、三十九名派遣してあるようでございます。

○西村(関)委員 その三十九名はただ行きっぱなしじゃなくて、帰りましたから、郷土においてどういうような働き、役割を演じておりますか、また、将来選に入つて海外に交流して参ります者等に対して、よき示唆と影響を与えておりますか、どうですか。この点をお伺ひいたします。

○深見政府委員 今まで派遣されました青年は、御承知の通りに、地方において郷土にあつて将来活動するといふこと、また、現にしかるべきグループ・ワークをいたしておる者、こういうことが条件になつておまして、帰つて参りましてからは、それぞれ自分の所属いたしております団体において、自分の体験、実績等を発表いたしております。その他、都道府県の計画いたしました報告会等に出席して報告をする、また、その他各種団体から招かれました。それらにおいて報告活動をしておりまして、私の方で毎年その結果を調べておるのでございますが、数十回にわたつて報告会を開いた者もたくさんおられて、大体自後の活動といたしましては、相当の成果を上げておる。一、二帰つてきてあまり活動しないという事例もないと申し上げられませんが、おおむねきわめてよい活動をしておる。それから昨年第二回の派遣を終りました際に、青年たちの自発的な申し出によりまして、同窓会的な組織をいたしまして、将来ともに国内においての活動をし、お互いにそ

の会を通じて自己研修、海外知識の吸収といったようなこともしたい、こういうことで、相当に活動を継続いたしておる次第でございます。

○西村(関)委員 海外派遣の青年の選考の基準はどうでございますか。

○深見政府委員 対象といたしまして、「派遣団員は、優秀な大衆青年で、海外における視察研究の結果を帰国後積極的に生かし、将来郷土または職域にあつて指導的役割を果たしうると認められる者とする。」こういうことでございまして、年令は二十才から二十六才までの男女、大体百人として募集いたしますが、百人のうち、女子が二十人、男子が八十人程度、男子の中には指導者、団長等を含んでおるのでございますが、そういうことにいたしました。身体、健康である者、それから長期の旅行の集団的な行動に耐え得る堅実、明朗な性格を有する者、語学力をいたしましては、「中学校卒業程度以上の外国語の基本的能力を有すること。」と要綱にはしてございまして、ただいままでのところ、約半数程度が日常自己の用を足すといった程度の青年でございまして、半数あるいは三分の一程度はほとんど会話もできないといったような青年をまぜておりまして、それらの組み合わせによりまして団体行動を十分にやうていく。それから団長が英語ができるといったようなことで構成をして参る。それは大衆青年を送りまして大学卒業生といったようなことが目的になりませんので、やむを得ないこととございまして、それから望ましいものとしたしまして、先ほど申しましたような、青少年団体または職域等においてグループ活動をして

おる者、そうしてこれから推薦され

た者、また、名称だけで、これらに属しておると言われても、何の活動もしておらない者もあるやに思われますので、各種団体または職域等の代表として、過去において講習会とか大会とかに出席した経験がある者、こういうふうにして、その裏づけのような意味で、そういう条件もつけております。また、望ましくないものとしたしまして、過去において自力で外国に行ったことのある者、現に大学に在学中の者、大學生はとらないことにいたしてあります。それから都道府県会議員、市町村会議員の職にある者、会社員等で将来渡航の可能性のある者、現在の地位、経験、資産等より見て、大衆青年層にあると認めたい者、それから自己の職業等に関する個人的理由によつて参加しようとする者、こういう者は排除する、こういうような趣旨で、都道府県の推薦を待つて選考いたしておるわけでございまして。

○西村(関)委員 私はこの青少年の海外交流の問題に関心を持っておりますので、ただいまの点につきまして、過去三年間にどういう地域から、あるいは職業青少年あるいは高等学校の学生、男女別、それからその教育程度、それから帰つてからの成果、そういう点について、今後のあり方に対する反省も含めて、資料として、文書で後ほど御提出をいただきたいと思ひます。

○小平政府委員 資料を提出いたさせます。

○西村(関)委員 それでは、ただいま斎藤振興局長がお見えになりましたから、農林省関係についての御質問をいたします。

先ほど青少年問題協議会から出されました十二項目の中に、農家の後継者の養成、農村に後継者がいなくなつてくるといふことに對して、特別な農業技術を修得させて農家の後継者を養成していくという項目が出されております。また、郷土建設青年隊の構想も、青少年問題協議会から出されて、過去において農林省が中心になつて、農村の次三男対策としてこれが行なわれて参つたのであります。しかし、最近におきましては、農村の次三男問題は、第二次、第三次産業の進展に伴ひまして、ほとんどむしろ農村に残る者がいなくなつた。長男までも農村から出ていく。青少年の都市集中化という傾向が進んで参つております。こういうような状態の中におきまして、後継者の養成というものは、非常に大事なことであると思つております。また同時に、建設青年隊のあり方等につきましても、今日の事態とかがみましまして、どのような対策をおとりになつておいでになりますか。

○齋藤(誠)政府委員 ただいま先生から御指摘になりましたように、最近におきましては、農村の青少年、特に農業の後継者となるべき青少年が、非常に減少しつつあるという傾向が顕著に見られるわけでございまして、農林省といたしましては、二、三年前におきましては、いわば次三男対策としてこの問題を取り上げておつたわけでございしますが、今や現在におきましては、後継者たるべき青少年につきましても、確保、またはそれに必要な知識、技術の研修というところに重点を置いて、いろいろな施策を進めておるわけでござい

ます。大体的考え方といたしましては、一つには、青少年の団体活動を育成するというような方向によりまして、農業についてとまらうとする青年、あるいは農業についての技術研修を行ないたいという者に對しまして、団体活動の強化という方向でいろいろ施策を進める、これが一つでござい

ます。他の施策といたしましては、施設を中心とした農林青少年対策、これは、たとえば経営伝習農場の施設を活用して実施する、あるいは経営伝習農場のほかに、農村に青年研修館というものを設けておりますが、これらの施設を中心に研修を行なうというように、団体活動の促進と、それから施設を中心とした研修と、大きく分けまして、農林省といたしまして現在とつては、施策でございます。

今御質問になりました青年建設隊の今後のあり方をどうするかということとでございますが、青年建設隊は、当初におきましては、府県を中心とした研修を一年行なう、また同時に、集団的な研修を受けた後におきましては、さらに地方の派遣研修を行ないまして、実学をもかねた研修をするということ

で、当初は出発したわけでございまして、その当時におきましては、いわば次三男対策ということが中心であつたわけでございまして、昨年度あたりからその態勢を切りかへまして、もっぱら後継者の教育ということに重点を置くというふうな、研修内容も切りかへて参つたわけでございまして、三十七年度におきましては、この建設隊の今後の運営として、一応私たちは次のような考え方でいつたらどうだろうかとい

うふうに思つておるわけでござい

ます。すなわち、最近におきます農村労働力の不足という面もありまされども、青年自身、機械化に対する非常な大きな関心が高まつておるわけでございまして。そういう意味で、建設青年隊は、従来はいわば集団研修、さらにそれを受けての地方派遣研修ということを中心に行なつて、農業一般についての知識、経験を修得させるという点に主眼点を置いておつたのでござい

ますが、特に青少年の一番関心のあり、また今後大いに推進するであろうと思われる農業の機械化につきまして、これに興味のある青少年、後継者を中心にして研修を行なつて参りたい。これは従来の青年隊の一般的な研修に對して、特に青少年の中から、むしろそういう特殊な技術を身につけた

いという希望がありましたこととも相兼ねまして、そういう方向に研修内容を切りかへていきたい。それから第二点は、やはり最近の高度な成長農産物といわれております畜産であるとか、あるいは果樹であるとか、そういうものに対する関心も非常に高まつて参りましたので、そういうものを中心とした経営研修を実行して参りたいということで、大体三十日くらいを単位といたしまして、県の経営伝習農場等におきまして研修をさせるといふことにいたしておるわけでござい

ます。○西村(関)委員 いろいろ各般の面にわたつて問題が関連がございますから、この機会にいろいろお伺いをいたしておきたいと思ひます。先ほど小平長官の御見解にもありま

したように、ただ単に現象面に現われているところの非行青少年、あるいは施設に入れられて保護せられておられる青少年だけを対象にしない、広く一般の青少年の健全育成をはかつていく、こういうことであります。同時に、非行青少年対策の充実強化というので、十項目におきましては、施設その他教護施設、保護施設等の充実をはかつていくということがあげられております。私は、非行青少年の対策のために、そのことも非常に大事であると思うのでございますが、今日の非行青少年の対策を目的といたします施設は、私が今さら申すまでもなく、厚生省関係の教護院、教護施設がございまして、また、法務省関係の少年刑務所等もございまして、あるいは矯正保護院等もございまして、そういったような施設に収容いたしまして、そこで教護をはかつていくということに相なると思っております。でございますが、これは本国会の予算委員会の分科会におきまして、私は主として教護院対策について厚生省当局に質問をいたしました。これは、教護院に収容せられます対象青少年の数はごく一部分に限られておる。多くのものは野放しにされておる。児童相談所の門をくぐっているいろいろな処置を受ける対象青少年の多くが野放しにされておるということが、今日、青少年の非行の問題が非常に深刻な状態になってきている一つの原因であらうかと思つておりました。総理府の青少年問題協議会といたしましては、各省に緊密な連絡をとつて施設の充実をはかつていくというのであります。が、教護院一つを取り上げてみますと、きょうは厚生省当局はお見えに

なつておらぬと思いますが、非常に貧弱であります。その充実をはかるということも容易ではないと思つておられます。また、少年院の問題にいたしましても、私は多年保護司をいたしておりましたし、また同時に、宗教教職師をいたしておりましたから、施設にもよく参りますから、実情をよく知つております。施設の長はいろいろもつぱな人であつて、非常に献身的な働きをしておられますが、職員等につきましては、必ずしも十分であるとは言えない。職員の素質等におきましては、十分であるとは言えないと思つておられます。また、施設の中の設備あるいは処遇、収容児の処遇等につきましては、国の予算等の関係がありまして、はなはだ貧弱であると言わなければならぬと思つておられます。こういうような点につきまして、きょうは法務省当局にお伺いいたしますが、非行少年の取り扱ひ、特に教育関係方面との緊密な連絡提携、これは文部省との関係もありましようし、厚生省との関係もありましようし、労働省との関係もございまいし、そういう各関係方面との緊密な連絡提携のもとに、非行青少年に対して法務省としてはどういう考えを持っておりますか。同時に、第二点は、法務省関係の施設の現状並びに将来のこれが充実に対する対策という点について、御見解を承りたいと思つておられます。

○福井説明員 少年関係につきましては、各省との関係をどのように持つておるかという第一の問題点について御説明申し上げます。少年院に収容されております少年は、もちろん収容以前におきましては、家庭裁判所の綿密な調査を受けまして、同時に、少年鑑別所におきましてその資質等の鑑別をいたしました結果に基づいて、少年院送致という処分を受けたものでございまして、私たち法務省において収容いたしました少年院の対象者は、少年院におきまして、いわゆる矯正教育と一言で申しております。いろいろな処遇をいたして、これが教化遷善をはかつて、健全な社会人として復帰させるような対策を講じておるのであります。その間におきまして関係各省との関連を持ちます諸点は、まず第一に、義務教育の未終了者に対する教育の問題がございまして、これにつきましては、少年院法の第五條におきまして、少年院の長が、自己の施設において収容少年に教育をいたしましたその成果に基づいて、それぞれの学年の、あるいは学校の修了あるいは卒業の資格を与える権限が付与されておるのでございまして、それにつきましては、文部省の十分な御指導と御連絡を受けまして、それぞれの必要な科目を履修いたしました。そして中学何年終了あるいは中学何年卒業というふうな資格を与える道が開かれております。これらにつきましては、主として文部省と緊密な連絡をとりまして、それぞれの施設でその資格が与えられるような措置が講じられておるのであります。

第二点は、収容少年に対して、義務教育を終了したような少年に對しましては職業補導教育を施すこととしておるのでございまして、職業の補導につきましては、従来はただ単に施設内だけで適当なと思われる種目につきまして職業の補導をやつておつたのでございまして、さきに職業訓練法ができましたのに對應いたしました。少年院の對象者に対しまして、その職業訓練法に基づく資格を与えるような職業訓練を施しまして、そうしてその卒業した場合には、職業訓練法に定める訓練所を出たと同一の資格、あるいはそれに對應する資格を与え得るような道を開きたいということで、最近少年院の中におきまして、そうした職業訓練法に基づく訓練体系を整へつつあるのでございまして、もちろんまだ十全ではございませんが、年次計画に従ひまして、それらの充実を目下はかつておるのでございまして、これにつきましては、職業訓練法に定めますそれぞれその所要訓練時間それから訓練の指導者、それから訓練の種目というふうなものが一定されておりますので、それらの訓練につきましては、それぞれ関係方面と密接な連絡をとりまして、逐次その整備充実をはかつておるような現状でございまして、

また、少年院で成績が良好であります場合に、これが仮退院あるいは一般退院、満期退院と言つておりますが、退院というふうなものがなされます場合には、それぞれ退院後の職業あっせん等につきましては、職業安定所その他の機関に密接な連絡をとりまして同時に、保護委員会あるいは保護会等の協力を得まして、退院後の就職の道が完璧に達成されますような連絡も十分とつておるつもりでございまして、

なお、第二の質問に、施設の状況あるいは職員等の御指摘がございましたが、この点は、まことに御指摘の通りでございまして、必ずしも私たちが現在十分な態勢であるとは申し上げかねるのでございまして、施設の面で

見ますと、現在少年院の収容人員に對します収容定員と申しますか、この振り合ひは、全国的に見ますと、九九%くらいで大体まかつておるのでございまして、しかし、これを地域的に見ますと、必ずしも十分な程度にいつていないのでございまして、これは先般矯正局長からも説明がなされましたように、昭和二十四年の少年法の改正に伴ひまして、急激に對象少年がふえるために、それに対応いたしますための急の処置をいたしまして、当時の少年保護団体あるいは旧軍施設等を転用いたしまして、現在の少年院を作つた歴史がございまして、その施設が必ずしも少年院の目的に沿つて作られていないために、いろいろな点で不備な点がございまして、たとえば教室が必ずしも十分でない、あるいは職業補導のための実習工場が十分でない、あるいは施設が老朽いたしておりましたために、それを補修し、また新築改善するために相当な費用を加えなければならぬというふうな諸条件が蓄積いたしておりましたために、現在でもなおそうした老朽施設が完全には掃蕩されてない現状でございまして、それからまた、そうした必要によつて少年院に転換いたしました関係もございまして、全国的な配置を見ました場合に、必ずしも適正な配置になつていない。ある地域におきましては少年院が相当たくさんあるのに、ある地域においては非常に少ない施設しかないために困つておるといふふうな実情でございまして、私たちもこの数年間それらの是正をはかりましたために、少年院の整理統合、あるいは必要な箇所における新設というふうな問題を重点的に取り上げて、新年

度におきましては、青森の少年施設、あるいは北海道の新しい少年施設というふうなものの建設のための予算を一応獲得したわけでございます。これは一挙にして達成することができまうので、年次計画に基づきまして、逐次これらの改善策を講じておる実情でございます。

また、職員関係でございますが、職員関係におきましては、御指摘のような諸点がございまして、必ずしも、少年院の教官は、技術も備え、また、指導者としての学歴を十分に備えたという人ばかりではございませんが、それでも現在の少年院の実情を見ますと、

全国の少年院の職員二千五百九十五名に對しまして、大学卒業者は五百二十二名、短大卒の者は四百十八名、高校卒が千五百九十九名、中学卒が四百九十六名というふうな程度にまで向上いたしてきていたものでございます。もう一つは、職員の数の問題がございまして、この点につきましては、必ずしも万全ではございませんが、私たちの理想とするところにはまだ近づいてはおりませんけれども、三十三年以降現在までに、約二百名くらいは教官の増員を認めていただいたのでございます。昭和三十三年度におきましては、少年院の教官が三十名の増員を見ただけでございますが、これら増員によりまして、

できれば、少年院の教官の現在やっております隔日勤務というふうな実情、あるいは非番であるにもかかわらず、なお居残りをして勤務しなければならぬというふうな、非常にづらい勤務を要求されておる現状にかんがみまして、今後とも努力いたしまして、少なくとも当直に当たります職員は三部制

によつてまかなえるように、そして非番、居残りは絶対になさないようにというふうな計画も立てておりまして、逐次これが改善のための予算増員をやつておるのでございまして、国家予算の事情もありまして、一挙にこれを充足することができないという点は、私たちの努力の足りないさ痛感しておるのでございすけれども、今後ますます努力を重ねまして、職員の数、質ともに遺憾のないところまで十分充足していききたい、かように考えております。

〔草野委員長代理退席、中島委員長着席〕

○西村(関)委員 法務省当局の御苦心のあるところはよくわかりますが、やはり優秀な人材を矯正施設に送り込むためには、それに応じた待遇をしなればいけないと思つております。この種の仕事は目に見えない、いわば日の当たらない場所において非常な労苦を払いつつ、心身を消耗してその職責に当たられるのであります。場合によりましては、二十四時間勤務といったような状態が出ておるのであります。これをなくするためには、三部制にするとかいろいろ配慮しておられるようでありまして、特に待遇等の点につきましても、ほかの公務員の給与の關係もありまして、簡単にはできないと思ひますけれども、法務省当局としては、やはり人材を集めるには、特にこういう日の当たらない場所でも、格段の配慮をしておる人たちに對しては、格段の配慮をしておらなければならぬと思ふのであります。その点を私は強く要望をいたしておきたいと思ひます。

さらに、ただいま御答弁の中にあります

ました少年院の中に収容されておる少年の義務教育の問題であります。これは義務教育を終えたもの、中学三年を修了したものと見なすというふうな計画を文部省と話し合つてやつておるというところであります。これは、地方教育委員会の關係において、文部省からそういう指令が出て何らかの計らいをなされておると思つておりますが、それは当該所在地の中学校の校長の卒業証書が授与されるのであるか、あるいは施設の長がそういう証明書のようなものを出すのであるか、どちらでございすか。

○福井説明員 ただいま私の説明しました、少年院長が資格を与えることができるという根拠を与えておりますが、文は、少年院法の第五條でございす。第二項に「少年院の長は、前条各号に掲げる教科を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を發行することができ、」この規定に基づきまして、権限としては、少年院長が卒業の資格証書を与えることができることになつております。ただし、しかしながら、現実といたしましては、少年院を出ました子供が、少年院長からの卒業証明書をもらひまして、対外的にこれを利用してすることをなかなかちゅうちうする、そういう点を考慮いたしまして、最近では私たち当局におきましては、施設の長に連絡いたしまして、できるだけ教育委員会あるいは出身地の中学校に連絡をさせまして、どちらかの、たとえば隣接の中学校の分校のような形で出す道を開くか、あるいは出身校の学校の証明書をもらうか、そのいづれかを選ばせるようにして、証明書を

とるよう指導しておるのでござい

す。現実には出身校に連絡いたしまして、そして出身校が証書を与えるというふうな道が、最近非常に活発に取り行なわれるようになったのであります。ただ例外的に隣接の学校の資格を与えるようにしております例として、は、松本の少年刑務所におきまして、あそこにある中学校の分校として、刑務所内に中学校の分校を設けまして、そこを卒業した場合に、旭町中学校の校長の卒業証書をもらうというふうな道が開かれておりますが、これは刑務所におきましては一つの例であります。あとは少年院におきましては、ただいま申しましたように、出身校の卒業証書を、少年院の行ないました学校教育に對して卒業証書を出しておるというふうな道が開かれて、その方が活用されております。

○西村(関)委員 それはまことにけっこうなことだと思つております。私はその点を心配いたしておりました。ただ少年院長の証明では役に立ちません。出所をいたしました少年はこれを使いません。むしろ、それをどこかにしまひ込んでしまふか、破つてしまふか、何にもならぬと思つておるものであります。そういう計らいがすでになされておるといふことであれば、私はまことにありがたいことだと思つております。実は御承知の通り、養護施設、精神施設でありますとか、あるいは肢体不自由児施設でありますとかいうような施設に入つております子供の義務教育終了の証書は、近接小学校の校長がその施設の教育を認めて出すということに、文部省との間に話ができておりますが、教護院に収容されておる子供

にはそれができていないのです。そのために、教護院から出ていく少年は非常に苦しんでおります。私は、同じようなことが、少年院に収容されている青少年に對してもあるんじゃないかというのを心配いたしておりました。ただいま伺いますと、一施設は完全にできておるし、他は出身校から出されておるというふうな御答弁でありましたから、そういうふうなことが法務省關係の施設において行なわれておるとするならば、厚生省關係の教護院の教育に對しても、文部省は当然同じような取り扱いをすべきだと思つておりますが、文部省の社會教育課長並びに大臣はきょうはおられないやうでありますから、私は小平長官に特別にお願いをいたしておきたいと思つておりますが、青少年問題協議会のことが出ております際に、ただいま私の指摘いたしましたような点につきまして、特に閣議その他の場におきか行なわれておるといふことをお覚えいただきまして、政府のしかるべき善処方をお願いいたしたい。教護院に収容されておるところの児童、施設内の教育が義務教育の過程を終えたものとして認められるやうな、つまり、法務省關係の施設の青少年に對してなされておると同じやうな取扱いが、文部省において行なわれまうやうに、特にその点長官にお願いをいたしておきたいと思ひます。

次に、私は、冒頭に提示いたしました中央児童福祉審議会に對して、厚生大臣から諮問をする事項等について、本日の朝日新聞の記事を例にとつて申し上げたのでありますが、中央児童福

社審議会、中央青少年問題協議会、あるいは各都道府県の児童福祉審議会と青少年問題協議会というもののあり方、この点が重複する面もあり、また、青少年問題協議会設置法の建前から申しましたら、これはおのずからやはりみだりな分野があつて、当然青少年問題協議会の特殊な役割というものがあつたと言つても可いかもしれませんが、現実の運営の面におきましては、かなり問題があるのではないかと申す。特に地方の青少年問題協議会が、ほとんど地方の児童福祉審議会の裏と表のような関係になつてゐる。あるところでは、厚生課の中に事務局が置かれておつて、厚生課の課員が青少年問題協議会の仕事をしている。婦人児童課に置かれてゐるところもある。これでは青少年問題協議会としての本来の任務、役割というものが十分に果たされてゐるとは言えないと思ふのであります。またさらに、市町村青少年問題協議会に至りましては、ほとんど名前だけ、看板だけで、働きをしていないという実情じゃないかと思ふ。看板をあげてゐるところはまだいいので、看板さえあげていない、組織さえできていないというところが非常に多いと思ひます。こういう点につきましてどういふふうにお考えになりますか。

○深見政府委員 御指摘の第一段の児童福祉審議会とこの青少年問題協議会の関係であります。御指摘のような、若干重複をした点もございますが、児童福祉審議会は児童福祉法に定められた児童及び妊婦の福祉に関する指導、調査、審議をするため置かれたものでございまして、これにはおのずか

からその使命もございまして。実は児童福祉審議会の会長が私の方の委員をされておられまして、常に内部的にも密接な連絡がとられ、仕事の重複あるいは競合等を避けることを心がけてゐるわけでございます。

次に、地方におきます青少年問題協議会が婦人児童課にあるために、その任務がややとすると十分行なわれな

が教育委員会に置いてございまして、社会教育課が青少年問題協議会の事務を行なうことに昨年からなつたのでございまして、その際には、もし社会教育課が行ないました場合に、他の部局と連絡を十分にとらなくては、青少年問題は従来の社会教育プロパーの仕事としても成り立つてはどうか、であるから、十分にその点を考慮してくれ

いうことを申しまして、現在様子を見ておるわけなんです。私たちが婦人児童課にあるというところは、やや弱いような感じはいたしますけれども、婦人児童課にあるために、どうしてもその他の部局と連絡をしなければ青少年協の仕事がでかいたという点が出て参りますので、かえつてそういう意味において、婦人児童課にあることも、現在までの状況で必ずしも不適当とも考えないというふうな感じを持つておりました。これらの指導面におきまして十分に留意をしてもいいと思ひ、その効果の上がどういふにいたした

いふの勸奨をいたしまして、市町村の青少年協も活発に活動をするような空気がだんだん醸成されて、また、世論的にもその必要が高まってきたおるといふ状況でございます。

○西村(関)委員 事務局長はそういう御答弁をなさいます。私の見るところは若干違つてございまして、地方におきましては、同じ人が児童福祉審議会のメンバーでもあり、青少年問題協議会のメンバーでもあり、社会福祉審議会のメンバーでもある。市町村までおいていきますと、同じ人がみんな違つた役を兼ねておるといふ実情でありまして、事実組織が動かないのです。それでまた、組織率の点においても四〇%、約半数だと言われまして、これでも、それは福祉事務所単位のものを含めてでございますから、実際の市町村にまでおいていきますと、未組織のところはそれ以上あるというふうには心得ておる。なぜできないかというところ、屋上屋ではありませんが、もちろん青少年問題協議会設置法の建前に立つてやるのですから、児童福祉審議会等は違つた領域があることは、法律の上でははつきりしておりますけれども、実際の運営の面におきましては、事実そういう悩みがある。これは私は卒直に認めていいと思ふのです。そういう悩みをどう解決するかというところは、あなたの方でもお考えになるし、われわれの方でも考えていかなければならな

はやはり卒直に認めて、青少年問題協議会をどう意義づけられるかというふうな取組み方をしなければならぬと思ふのでありまして、そういうふうな点につきまして、神奈川県、その他富山県です。特殊な動きも出てきておる。私の申しますのは、どの部局に担当者を置くかということよりは、各地方の青少年問題協議会が独自の事務局を持つ、そして、そこで専心その問題に当たるところの、少なくとも青少年問題協議会だけのことをやる専門の職員を持つだけの予算的な措置、また、そういう人材の養成をはからなければ、機構だけ整備されましても、これは働きを全うするゆゑんではないと思ふのであります。やはりそういう青少年問題協議会に専心できるような人材を養成していくと同時に、そのような人材を少なくとも府県段階においては一人必ず常駐させるというふうなまを青少年問題協議会としてはならなければならぬと思ふのであります。その点いかがでございますか。

○深見政府委員 御説の点、まことにわれわれももつとも存じます。そのような意味合いにおいて、日ごろ努力をいたしておるわけでありまして、必ずしもまだ十分に参つておらない点もまた認めなければならぬと思ひます。ただいま御指摘の、専任の職員を置いて強化するというところは最も必要と存じますので、われわれも、その点につきましては、都道府県とも十分に相談をいたしまして、努力を続けております。だんだんよくなつておるといふことだけはお認めを願ひたいと思ふのであります。なお、本年から、市町村の職員に青少年協のあり方、また、その指

導面を十分に体得してもらうために、地方におきまして研修の費用をとりまして、ブロック別等において、数回の、できれば全設置職員の研修をいたして参りたい、この仕事は今後とも統けて参りたい、かように考えております。

○西村(関)委員 私は、決して青少年問題協議会が後退しておるとは思っておりません。やはり前進しておると思っております。当局の御努力も十分に認めておるものであります。

最後に、長官にお伺いをいたしました。私の質問を終わりたいと思っております。以上、私が質問いたしました点について、お答えをいただきました点によって明らかでございますように、青少年の問題は非常に各般にわたっており、また、非常に重要な内容を持っており、建前による任務の重要さというものは、ますますその度を加えて参つておると思っております。従いまして、設置法の一部を改正する法案によってうかがえますように、都市に重点をおいてやろう、青少年の都市集中という傾向にかながみて、五大市にも補助金を出せるようにしよう、こういうお考えのようでありまして、このこと自体に対しては私は反対をいたしません。

しかし、同時に、地方の問題も、今質疑応答の中においてもよくわかりましたように、長官よく御存じの点でありますが、非常に大事な問題が含まれておると思っております。青少年の将来は、やはり国の将来を卜する問題でございます。これは現象面に現われておるところの非行少年、あるいは肢体不自由児、精神薄弱児の問題等を含め

て、やはり非常に大事な問題です。これは一般の青少年の健全化ということを考えて参ります中におきまして、こういうハンディキャップを持っておるところの青少年の問題は、特に国の責任において解決していく施策、政治的配慮は、どれだけ重くなされましても重過ぎると思えないと思っております。この点は十分にお考え願いたい。同時に、一般青少年の健全育成という点につきましては、各関係方面と緊密な連絡のもとに、国の将来をにう青少年の健全な育成という点につきましては、青少年問題協議会の運営の面を通じて、格段の御配慮をお願いしたい。われわれも協力するにやぶさかではございませんが、その点、最後に長官の御決意のほどを伺いまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○小平政府委員 先生のだんだんのお話、よく承りました。いずれも、現在の中央青少年協会の地方青少年協会の運営につきましては、最も核心に触れた御意見を拝聴したわけでありまして、私ども十分これを尊重しながら、ただいまお示しのような方針に従いまして、今後とも努力をいたしたいと存じております。実は、今回の法改正におきましては、とりあえず五大市に、運営費をわずかながらありますが補助できるようなにいたそうとすることでありまして、もちろん、われわれだけの考えからいたしますならば、少なくとも全市に及ぼしに及ぼしたい、こういう考えでございますが、予算の関係上、とりあえず本年は五大市ということになりました。行く行くはこれを全国的にも及ぼしまして、お示しの通り、国家の将来にとりまして最も重大な問題でございます

ますから、われわれは、全国的に青少年に対する問題が、各方面の円滑な協調のもとに施策が遂行されるという方向に向かひまして、今後とも大いに努力をして参りたい、かように考えておるわけであります。

○西村(関)委員 最初に申し上げましたように、私は青少年問題協議会に対する質問はこれで終わりますが、その他、訴願制度調査会あるいは税制調査会、港灣審議会、補助金等合理化審議会、輸出入調査会あるいは同和問題の実態調査、法制局設置法の一部改正といったような内容が残されております。これらの問題につきましては、私はきょう時間がございませぬから質問ができまじせん。委員長、これは次会に保留させていただきますかと思っております。

○中島委員長 田口誠治君。○田口(誠)委員 重複する分は省きまして、私から御質問を申し上げたいと思っております。今度の総理府設置法の一部を改正する法律案の提案の中には、幾つかの審議会、調査会を新設または延長をする改正があるわけでございますので、まず、この法案をお出しになった経緯と基本的なお考え方を御開きして、そのあとで、港灣労働等対策審議会と交通基本問題調査会の関係はぜひ質問をしたいと思っております。○田口(誠)委員 経緯については、抽象的でございますので、それぞれ各省においてを願ってお聞きをしなければならぬので、この点は次に譲ります。

とにかく審議会なり調査会なりというものは、現在二百五十幾つかあると思っております。従って、なおこれがふやされていくというものが実態であるわけなんです。従って、私は、この審議会というものの、また調査会というものを設置する目的、趣旨、これはどういうような趣旨、目的に基づいて設置されるのか、まず、この基本的な面からお伺いをしたいと思っております。

○小平政府委員 調査会、審議会等は、お話の通り、現在相当多数に及んでおります。昨年十月の調べによりまして、全部で二百六十七から及んでおるわけでありまして、そこで、政府といたしましては、調査会、審議会等は極力これを抑制をいたしたいという、使命の終わったものあるいは活動のあまり盛んでないもの等につきましては、これはもちろん整理をいたしたいという方針をとっておるわけでございます。その一端として、今回も、先ほど申しました新たに設けようというもののほかに、一面におきましては、総理府関係でも廃止もいたしておるわけでありまして、そこで、先ほど申しました通り、今回設置をお願いしておりますものは、もちろん、その必要性が十分あるところからお伺いをいたしておることは言うまでもございませぬが、審議会の性格ということになりますと、おのずからその構成メンバー等によつても若干の相違があるかと思ひます。審議会の中には、役所の関係の者が入つておるものもあります。民間だけのものもあります。そういう関係で、特に民間の意向あるいは専門家の意向等を広く承つて、施策の方向等についてお示しをいたさう、それを総理大臣なりあるいは関係各省大臣なりに、あるいは諮問に應じ、あるいは積極的に建議をしていただく、こういう建前に相なつておるわけござい

ます。

○田口(誠)委員 総理大臣が直接諮問するといふ審議会もございすが、審議会を設置する目的、趣旨というものは、これは官界に欠けておる専門知識を民間から補給するというのが目的の一つであり、二つ目の目的としては、民意を行政の上に反映をするということ、それから三番目には、行政の公正、慎重を期するのだということが目的、趣旨だろうと思うのです。従つて、この目的、趣旨に沿つて現在作られておる審議会が、それぞれ効果を上げられておるかといふは、必ずしもそうでないわけですが、實際的に効果を上げておられる審議会なり調査会をございすけれども、多くの審議会なり調査会なるものがこの目的に沿つておられぬと思うのです。この点については、昭和三十年ごろから、各新聞が論説でこの審議会なり調査会を批判をしておりすが、総理府といつたしましては、こういうような新聞等の論説でも批判をされておる、この審議会に対する認識把握というものが、十分になされておられぬのじゃないか、こういうふうに考えられるわけなんです、そういう点の調査なり把握というものを、どのような経路をたどつて掌握されておられるのか、まず、これをお答え願ひたいと思います。

○小平政府委員 私の見るところでは、少なくとも総理府に置かれております調査会あるいは審議会というものは、それぞれの設置された目的に従ひまして、十分とはいかぬかとおか、これは見ようと思ひます、それが御活躍をいただいておる、かように私は見ております。ただ、総理府の性格上、他省と比べますと、私のところにあるのが一番数が多いのでございす。いわゆる総合的な関係において審議会をしていただくという関係もございまして、私どもの方が一番多いのでございすが、その他の各省庁に置いております調査会等については、これは私の所管ではございせんから、これがどういふ成績になつておるか、よく存じません。存じませんが、役所の機構から申しますならば、おそらく行政管理局の方において、全般的に御検討いただいておりますことと考えております。

○田口(誠)委員 行政管理局の設置法の改正のときにも、この点をお明瞭にお尋ねをいたしたと思ひますが、昭和三十年ごろから新聞論説で非常に批判をいたしておる。その内容を拾つてみますと、官界の責任のなれにこの審議会を作つておるのじゃないか、こういうような批判もなされております。それからもう一つは、審議会、調査会なるものが、一つの圧力団体式になつておるのじゃないか、こういう点も指摘されておるわけでございます。こういうような指摘の内容を私どもが考えてみますと、これはやはり相当当たつておる面が多あるのじゃないか。それから、せっかく審議会を作つて答申をしてもらつても、政府は、気に入らぬものは、その答申を行政の上に移していかないという悪い癖があるわけだ。そういうことからいひまして、世論の批判を浴びておるということは、ゆがめられない事実であらうと思ひわけすが、こういう批判があるということから、総理府の方では、それに対してどのように調査をされて、そして、そういうような実態がないのだということ、あるいはまたそういう事実のなきようにするためにいろいろ手を尽くされておられると思うので、そうした経緯も、この際回答をかねて一つ御意見を承りたいと思ひます。

○小平政府委員 ただいまお示しのような各種の批判が、審議会あるいは調査会等に出ておるという事実は、私も承知をいたしております。従つて、政府としましては、それらの批判にも十分耳をかしながら、それぞれの審議会等を運営し、あるいはその答申等にも対処して参りたい、かように考えております。

今お示しの、批判の第一である、いわば行政の隠れみのに使つておるのじゃないか、こういう点でございすが、この点は、先ほども先生がお示しの通り、問題によりましては、専門家の意見等あるいは一般国民の声を聞く、こういった意味において、この審議会、調査会等が設けられておる場合が多いわけでありまして、片方の側だけから見れば、あるいは隠れみのになつておるという御批判もあるかと思ひますが、一面行政の公正を期するために、あるいは行政の公正を期する、あるいは行政の公正を期する、そういう点で識者の意見を尊重してやつていくという点から申しまして、その本来の趣旨に合うように、委員等の選任にも、やはり十分意を用いて参りたいと思ひます。

第二の御批判である、圧力団体化されつたおるのじゃないかという御批判でございすが、この点につきましても、今申す通り、審議会、調査会等は

どこまでも公正なものでなければならぬことは言うまでもありませんから、その委員の選任等にも十分意を配つて、このような御批判の出ないやうに、私どもとしては意を用いて参りたいと思ひます。

第三の、答申の尊重の問題でございすが、これは政府といたしましては、もとより審議会というものを置きます以上は、その答申に対して尊重して参ることは当然であると思ひます。ただ、そうだからと申しまして、答申を全部が全部、また時期的にも一挙にこれを全部採用いたしていくといふことが、各般の事情からいいてはできない場合もあり得るわけでありまして、しかし、そういう関係を別にいたしましては、基本的な考え方といたしましては、どこまでもやはり尊重いたしていく、こういう方針で臨みたいと思ひております。

○田口(誠)委員 審議会なり調査会なりは、独自の立場に立つて調査をした、審議したりして、一つの立案をし、答申をしなければならぬわけでございますが、現在相当数の審議会は、官庁側の一つのおせん立てに乗つて、そして審議をしてゐる。それから、予備的な検討をしてこないために、思ひつきな発言をして、それでオーケーといふことになつておる審議会が相当あるわけだ。こういうやうなもの、あつても何れも用をなさないと思ひます。これは思ひますので、こういうやうな審議会に対して、あなたの方ではどの程度把握されておられるか、その把握の程度をお伺ひしたいと思ひます。そういうことは事実あり得るのです。

○小平政府委員 先ほど申します通り、総理府に置いてあるものにつきましては、私は、それぞれ設置された目的に従つて御活躍をいただいております、少なくともさう思つておるわけでありまして、ただ、全般の問題につきましては、これも先ほど申しました通り、全体の審議会なり調査会につきましては、それがどういふ活動をしていくかは、行政管理局の方でおそらく御検討いただいておりますと思ひます。で、あるいは後の機会にでも、行政管理局からお願いしたいと思ひます。

○田口(誠)委員 それは後日に譲りまして、総理府の方で現在作つておられる審議会なり、これから作らうとされる審議会の委員の構成ですが、これは兼務といふことはあり得るのですか、その点をお伺ひしたいのです。それと申しますのは、私の方で調査をした結果からいいますと、一番多く兼務をしてゐる委員は、十六から委員会、審議会は兼務しておる。それから五つから六つの審議会の兼務しておるというものは、非常にたくさんあるわけなんです。幾ら能力がある方であつても、各種いろいろな行政に対するところの専門知識を官界に補給しようといつたしましては、とてもそんなに兼務しておつては反映できるものではないと思ひます。従つて、既往のものといふ後作られるものの委員の構成について、お考えを承つておきたいと思ひます。

○小平政府委員 各種審議会、調査会あるいは委員会、名称はさまざまでございすが、それらの委員の兼務の問題も、こゝに、二年來非常に論議されておる問題であることも承知いたしております。そこで、政府といたしまして

○小平政府委員 各種審議会、調査会あるいは委員会、名称はさまざまでございすが、それらの委員の兼務の問題も、こゝに、二年來非常に論議されておる問題であることも承知いたしております。そこで、政府といたしまして

ても、この委員の兼務の問題は、一人の方がそう多くの委員を兼務されるといふようなことはなるべく避けて参りたい、こういう方針のもとに、従来におきまして、かりに新しい審議会なり調査会ができる場合に、どうしてもその方に御就任願う方がむしろ適任であるといふような場合におきましては、従来の委員の方をあまり兼務が多くなる場合におきましてはおやめ願つて、あまり兼務が多くならぬように、こういう配意のもとにすでに実行に移しつつあるわけでありまして、今後もちろんそういう方針で参りたいと存じますが、そうかと申しまして、兼務は絶対いかに、そういうわけにも参りかねますので、努めて兼務が少ないようにならざるを得ないと思つて、今後やめて参る所存でございます。

○田口誠委員 総理府関係は相当工合ようやっておるといふお答えなんです、数字は若干実際と相違があるかも知れませんが、私の調査した資料からいいますと、総理府関係は五十六あると思つて、それから委員の定数も千三百六十五名といふことになっております。それから、これは全体的なことでございますが、十六から二十を兼務しておる人が三名、それから十一から十五を兼務しておる人が九名、それから六から十を兼務しておる人が四十九名、それから五つ以下の人が二千三百六十四名といふような数字が出ております。委員会数も総理府には相当あるのだから、先ほど長官の方からお答えになった、総理府のなわ張りの範囲内においては完全にやっておると言われましても、私は一つ一つ指摘をしませんけれども、完全に

ないわけなんです。従つて、そういう点をどう把握されておられるか。把握もされておらずに次の審議会を設置するといふことになりますると、問題があらますので、そういう把握の程度を、これは長官でなくても、他の局長さんなり課長さんに補佐していただいてもけっこうでございますけれども、やはり把握をされておる範囲を明確に一つお答えをいただきたいと思ひます。

○小平政府委員 先ほど来申しておりますのは、私のところにある調査会も十分ではないかもしれぬが、それぞれの設置の目的に従つて御活躍願つておるといふふうに申したのであります。完全だとか、そういううぬべれた認識は決して持つておりません。

なお、調査会の活動の把握という御質問でございますが、一つ一つについて御説明申し上げるのでございまして、ならば、審議室長等にやつていただきますが、恐縮でございますが……。

○田口誠委員 一つ一つ説明していただければ時間がかかりますので、その点はよろしいですが、とにかく十分ではないけれども、大体工合ようやっておるといふのが、お答えの内容だつたと思つております。ところが、今申しましたところの五十六という審議会の中には、私どもの調査の範囲内においては、十分ではないといふような表現の程度のものでなくして、非常に悪いものがあるといふことなんです。不十分なものがあるといふことなんです。だから、今ここにテーマとして出しておられますのは最高幾つくらい兼務し

ていただいてあるのか、まず、これから伺つていきたいと思つております。

○小平政府委員 ただいまその資料を持つてきておらぬようでありますから、後刻資料として提出いたします。

○田口誠委員 そういう詳細なことは次の委員会でお伺ひいたすといひまして、今度新設されるころの委員会、審議会の委員の構成の構想、これはどういふような構想を持つておられるのですか。

○小平政府委員 それぞれの審議会あるいは調査会等の性格にもよります。全般的に申しますならば、それぞれの審議会、調査会の目的に従ひまして、それらに専門の知識を有せられるいわゆる学識経験者と申しますか、そういう方々、あるいは問題によりましては、その問題と密接な関係のある方々あるいは一般国民と申しますか、一般の方を代表される方、そういった委員が大部分を占めることと存じます。

もちろん、その間、総理府に設置されますこの種の調査会、審議会は、申し上げるまでもなく、行政の面から申しますと、各省にわたるものだけでございます。そういう性格を帯びておるわけなんです。そういう関係から、関係の各省等の意見も十分尊重しながら、公平に委員を選定したいと考えております。

○田口誠委員 僕は、提案される以上、たとえば税制調査会にいたしましたし、提案される以上は、官界から何名ととか、民間から何名ととか、それとも国会議員から何名入れるとか、こういうような一つの構想なくして、ばく然と調査会なり審議会を作つて、法案が通つたらそれから委員の構成を考へてみようといふようなことでは、これはやはり完全な目的に沿おうとするところの審議会のように考えられないから、時間がございませぬので、今日は一つでもいいですが、あなたの方で答えられる委員会、税制調査会にしても、港湾労働等対策審議会にしても、交通基本問題調査会にしても、どれもいいですが、答えられる委員の構成の構想といふものを聞かせたいと思ひます。

○小平政府委員 それぞれの審議会、調査会につきまして、委員はどういふ関係者から選ぶといふようなことは、大体の範疇が書いてあるわけでございます。ただ、それを具体的に、おそれく御質問もどういふ人をとつて意味ではないと思ひますが、もちろんそこまではいつておりません。先ほど申し出ておりますように、この法に示されておる大体の選出方法によりまして、適任者を選ぶといふことであります。

○田口誠委員 人名とか、そういうものはわからないと思ひますけれども、少なくともこのそれぞれの委員会には、官界出の人を何名とか、民間のそれぞれの通の人を入れたとか、あるいは専門の国会議員の人を加えるとか、それぞれの委員会の構成の仕方があるわけなんです。それで、こゝへ提案されておる審議会なり調査会は何名で構成するとか、構成する人員はどういふ方面から採りたいといふことくらいはもうお考えがなければ、こういう提案はできないと思つております。ただ単に学識経験者といふことは、どこの審議会の要綱を見ましても学識経験者でありまして、学識といふのはどこまでが学識になるかといへば、地方へ行き

ますと、高等小学校を卒業した学歴の者も学識経験者の中へ入るわけなんです。そういうことで、ただ単に学識経験者の中からそれぞれの通の方を採用したいと言われても、今までの審議会が全く有名無実であるといふ新聞なんかの論調で指摘されておることには、私共は思つておる。だから、私は委員会を作るなら委員会を作つてもよろしいと思ひますし、審議会で審議することが必要なら審議会で審議すること、必要なら審議会ですけれども、今日既存のものにつきましては、具体的に言へば、私は卒直な批判のできる材料を持つておるわけなんです。私はそういう点は差し控へたいと思ひますが、ただ、こゝへ提案されておるものの人数とか構成とか、その範囲くらいはおわかりになると思ひます。もし長官の方でおわかりがなかつたら、他の方でいいと思ひますが、お答えを願ひたいと思ひます。

○江守政府委員 今の問題についてお答え申し上げます。交通基本問題調査会は、委員を二十名で行なうことになっております。その人選につきましては、交通事業の關係、それから道路、住宅等の建設の關係、あるいは自動車製造業者、それから経済界、金融界の代表、交通安全運動に御関係のある方、それから交通問題につきましても学識経験のある、特にそういう問題を研究されておられる方、そのほか、新聞界あるいは評論界の代表者、さらには、一般的に交通機関の利用者を代表される方を何らかの形で委員にお選びしたい、こういうふうに考えております。

それから港労働等対策審議会につきましては、学識経験者と関係行政機関の職員と合わせて二十五人の委員で運営することを予定いたしておりますが、学識経験者といしましては、港労働に関係のある方々、これは主として労働者の御出身の方ということになっております。それから港労働事業に関係のある港業者、さらに港労働に関係のある船主等の方々から委員を選ぶ、そしてまた、港労働管理であるところの都道府県の代表の方々を加えまして、大体二十五人で運営をしてもらう、かように考えておる次第でございます。

補助金等合理化審議会でございますが、これにつきましては、実はまだ最終的にどういう方々をお選びするかというこまかい方針はきまつておりません。問題が問題でございますので、学識経験者の方々、地方財政、国家財政について特に御理解のある方々からお選びしなければならぬと思っております。

輸出会議の方は、構成が今までとはだいぶ違つておりまして、これは最高輸出会議と、その下部の輸出会議、このようになっておりますが、最高輸出会議の方は、内閣総理大臣を議長といたしまして、通産大臣を副議長、外務、大蔵、農林、運輸の各大臣のほか、経済企画庁長官と日銀総裁を議員として最高輸出会議を構成する。その下部機構でありますところの産業別の輸出会議につきましては、それぞれ個別的なその産業の輸出に關しまして深い識見を有する方々、並びに関係官庁の局長クラスをもつて構成をするということをや予定いたしております。

それから税制調査会につきましては、三十七年三月三十一日に税制調査会が終了いたしますが、その最終の御答申におきまして、さらに存続を希望するということもございまして、この委員は、またその際新たな見地から多少の入れかえがあるかと思ひますが、大体今までの委員の方々のような構成で参ることといたしております。

○中島委員長 受田新吉君。
○受田委員 今度の総理府設置法の改正で、今委員の諸君から指摘されて、それぞれの審議会の内部構成等にも一応触れていただいたものであります。それよりもっと根本的な国家行政組織上の問題として、各行政機関に付属機関とかその他の機関を置くことができるという規定があるわけですが、その規定そのもののお尋ねをしてみたいと思ひます。総務長官の支配下にある機関として学術会議があるわけですが、これは付属機関とどういう相違を持つておりますか。

田口(誠)委員 時間が一時までということでございますので、次に保留していきなさいと思ひますが、また次にお聞きするときに御回答に手間取つていたと申し上げておきます。一つ例を引きますと、社会保障制度審議会があるにもかかわらず、恩給法の審議会があるとか、関連の委員会があるわけなのです。ただいま二十名なり二十五名なりで構成するということ言われると、このものはおそろく専門的な小委員会式のものができるのじゃないかと思ひます。考え方によつては、社会保障制度審議会があれば恩給法の改正の場合には、やはり恩給関係の通の人、小委員会を作つて結論を出して、そしてその審議会にかけて承認を求めるといふような格好で、こうした組織的な運営を行なうのが一番能率的にもいきます。相互間の連携もよくとれて、運営がうまくいくと思ひます。

○高辻政府委員 私からお答えさせていただきます。

御指摘のように、総理府設置法には、付属機関とそれから機関というものがございまして、これはそのものをたどりますれば、国家行政組織法の第八條、これは見出しにはいわけゆる「附屬機関その他の機関」となつておりますが、そこから出てくるわけでございます。そこで、なぜ学術会議が付属機関でなくて単に機関となつておるかというのを御説明申し上げればいいのと思ひますが、日本学術会議の方は、その法律の定めるところによりまして、わが国の科学関係の学界を代表する機関として置かれる、それからまた、日本学術会議はその所掌する職務につきまして、「独立して左の職務を行う」といふようなことが書いてございます。そこで、そのような日本学術会議といふものは、いわゆる八條の機関でありまして、付属機関といふものにはどうもなじみがないのではないかと、単に機関として総理府設置法に掲

げてあるわけでございます。

○受田委員 すでに科学技術会議といふものもできています。これもこの法律が根拠になつています。これも、これと学術会議とどう相違する点はないと思ひます。こういう点におきまして「附屬機関その他の機関」として別のものがあるという形ではなくして、性格が大体同じようなものであるならば、これをあなたの方で統一されたいかがですか。

○高辻政府委員 ただいま申し上げましたように、それぞれの機関につきましては、率直に申し上げまして、根本的な性質の相違をきわめたいものがあると思ひます。しかし、日本学術会議のほかに、たとえば日本学士院とかいうようなものもございまして、こういう日本学士院なんかにつきましては、文部省設置法におきましては機関として、付属機関といふ中に入れておられません。もっとも文部省設置法では、これは例を引いているだけのことでございますが、「国立の学校その他の機関」といふ中に学士院を入れておるといふようなわけでございます。やはり学術会議と申しますのは、先ほども触れたことでございますが、日本学術会議法を見ますと、きわめて明瞭でありますように、「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、云々、それから「日本学術会議は、独立して左の職務を行う。」「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。」という性格を持つておりまして、「内閣総理大臣の所轄とする。」というように、他の葉からも推定ができますように、他の

付属機関とやはり相当な性質上の区別があるといふふうに考えまして、区別が立つておるわけでございます。しかし、お話しのように、他のそれぞれの機関についても似たものもあるではないか、その辺になりますと、やはりニュアンスの相違といふことになるかと思ひますが、御指摘の点につきましては、なお今後とも十分に留意して参りたいと思ひます。

○受田委員 その国家行政組織法の第八條に規定されている審議会とか協議会といふもの、また試験所、研究所、医療施設、こういうものとははっきり区別している。学術会議などといふものは、研究所でもなければ、試験所でもないのです。これはやっぱり一つの審議をする機関であり、協議をする機関であるという性格からいへば、当然付属機関として、科学技術会議などと同じ立場で取り上げべき性質のものではないかと私は思ひます。これは性質が違ひますからね。今のおしまいの「その他の機関」といふ、試験所でもなければ、研究所とかそういう独特の使命を持つて、小じんまりしたワクを持つてゐるものとは違つて、少なくとも学術に關係した広い研究をする機関でございますから、こういうものが一方の機関にある、科学技術会議の方は付属機関にある、こういうようなことは、はなはだ統制がとれていない印象を与えるわけなんです。今、何らか問題もひそんでおると思ひますので、十分検討の要があると高辻次長が言われました。総務長官、高辻次長の説に賛成ですか。これはあなたの所管ですか。よその所管じゃない。高辻さん、学術会議は内閣の機関じゃないの

です。総理府の機関です。

○高辻政府委員 これは申すまでもなく総理府の機関でございます。

○受田委員 だから、総務長官の所管です。

○高辻政府委員 まさに総務長官の御所管でございますが、一般的な問題でございますので、本来なら、あるいは直接には行管の問題かと思えますけれども、たまたま法制局設置法の関係で出ております関係もございまして、私どもの方の審査の対象でもございまして、私からお答えさせていただきますが、先ほど来申し上げておりますように、科学技術会議もその設置法によって設けられておりますし、日本学術会議もその設置法によって設けられておる。そういう形式的な面は同様でございますが、中身におきましては、やはり日本学術会議というものは、この法律の中身をござんいただきますればややおわかり願えると思えますが、「わが国の科学者の内外に對する代表機関」であつて、国の所掌事務を分掌しているという一面が皆無とは言えないかもしれません、それ自身が代表機関としての独立の目的を持つておる。それからまた、独立して職務を行なうという一面もございまして、それぞれのニュアンスの相違といへば、実は明確な区別を置きたい部分もあるかと思ひますけれども、やはり相対的にながめてみますと、日本学術会議は、付属機関というふうに言うのは必ずしも適切ではないのじゃないかという関係から申しまして、国家行政組織法をながめてみしても、「附属機関その他の機関」というような言葉を使っております。

で、日本学術会議につきましては、別に機関といはしたわけでございます。

なお、お尋ねの中に、それぞれの機関の区分に関連して、その辺の留意をするようにというお話もございまして、私も、そういう点は職掌上当然のことでございますので、御指摘のありました点につきましては、今後十分な留意をして参りたいと思ひます。ただいま申し上げた日本学術会議の区別については、ただいまの御説明で御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 私も学術会議の設置法を知つておりますが、中身をあなたが今指摘されましたけれども、大体科学技術会議など大同小異です。これは性格的に研究所あるいは試験所に入れるべき性質のものじゃないですか。

これは法律ができる前後の関係で、今までの行きがかりにとられていた傾向があるのじゃないか。新しい法律ができる場合には、前の法律も整理して、それをまとめていくという努力をされなければならぬ。すでに官名なども変わつていくのが、そのままだに残つておるのがある。人事院の法制局というものは、人事院に前につたわけですね。それが廃止されておるにかかわらず生きておる。それはこの前指摘した通りです。内閣としても、総理府としても、よほどこの問題は真剣に取組んで、あまり法律的に皆さん御存じないからというので、いかげんにこれを片づけられないように、こまかいところにも気をつけて、少なくとも国の最高の行政機関ですから、そこまで万遺漏なき措置をとっておかれることは大事なことだと思ひます。

もう一つ、内閣に憲法調査会というのがあるわけですが、これはどうですか。今の学術会議をそれほど重く見られるならば、内閣の方の機関にされたらいかがですか。

○高辻政府委員 これもまた私からお答えさせていただきます。

その前に、日本学術会議と科学技術会議が同じようなものではないかというお話でございます。私は日本学術会議の方から御説明申し上げて、そこは若干の相違があるということをお願い上げたわけでございますが、もう少しそれを敷衍して申し上げます。科学技術会議設置法によりまして、科学技術の事項については、内閣総理大臣が特定の事項についてこの会議に諮問をする、そしてそれに対して答申をするというところで、特別な設置法はございませうけれども、普通の審議会的な所掌事項になつておるわけでございます。ところが、日本学術会議の方になりますと、わが国の科学者の内外に對する代表機関として、まず獨特の使命を持つて置かれたものである、また、科学に關する重要事項を審議し、その実現をはかるということにあると思ひますが、それは日本学術会議法の第三条では「獨立して左の職務を行なう」というふうなことが書いてあるわけでございます。そのような点から、性格上の相違を認めることができるのではないかと申ひますが、憲法調査会、これは御承知かと思ひますが、内閣に置かれておる機関でございます。

答えがない。

○高辻政府委員 私のお答えが足りなかったと思ひますが、大体行政機構の建前といたしまして、それぞれ各行政大臣が置かれておられて、所掌事務を分担管理するという建前に相なつておることは御承知の通りであります。

従つて、いろいろな審議會等を置きますにつきましても、それぞれ各大臣が分担管理する、これは、そういう意味では内閣総理大臣も含めまして申し上げるわけでございますが、そういうような行政を分担する大臣のもとに、それぞれの機構を置くというのが原則でございます。ところが、憲法調査会のようなものになりまして、これを特定の大臣の行政のもとに置くというには、はなはだ適しない問題でございます。問題自体が国の基本法をどうするかというところでありまして、きつめて内閣レベルの問題といつてもいいような問題かと思ひますので、そういうような関係とのかね合ひにおいて、内閣に置かれておるわけでございます。従つて憲法調査会が内閣に置かれておることから、いろいろ審議會を内閣に置くのがよいということには必ずしもならない、やはりそれぞれの審議會なり調査会の内容に応じて、その区別は立てるべきではないかというふうに考へるわけでございます。

○受田委員 今回の次長のお話によると総務長官、あなたは官房長官と比べて、全体的に問題を担当する点においてはいかぬと思う。もし憲法調査会が国全体の問題だということになると、総務長官も内閣総理大臣の事務を担当されておるわけですから、憲法調査会を置くとき、われわれは大いに反対をしてきたのです。こういうものが内閣に置かれることは問題だったのです。しかし、事務的な問題としても、総務長官の属する総理府と、それから内閣の番頭の官房長官との比重の相違、つまり、大きな問題は内閣の方、こまかい問題は総務長官の総理府、こういうことで片づけられたのでは機構上問題がある。それはあなたを國務大臣として立てることができる。総務長官の経歴を持つた者は大い大臣になれる。實際なところ、おそらくあなたも近くなれると思うが、そういう意味で、機構上の問題として、少し取り扱いが輕視をせられておるという印象を受けるのですが、あなたはそう思われませんか。

○小平政府委員 私の心得ておるところでは、内閣の首班としての総理、あるいは内閣全体のお世話をすると申しますか、その關係は官房でおやりになるし、行政長官としての総理大臣のお仕事を総務長官は管掌すると申しますか、そういう立場であると心得ておりますから、別段、どつちが重くてどつちが低いとか、そういう立場とは違ふのじゃないかと私は心得ております。

○受田委員 あなたがいわゆる総理大臣の事務次官で、官房長官が政務次官だという印象を与えておると了解していいですね。

○小平政府委員 事務次官と政務次官、そういうことじゃなからうと私は考へておりますが、これは御解釈で、私はさうには別段考へておりませ

ん。

○受田委員 もう一つ、根本的な問題で、これは高辻さんの方に属する役所の問題ですが、内閣法制局という名前にする、衆議院、参議院の法制局とまぎらわしいのが解決する、ただそれだけの理由ですか。

○高辻政府委員 お答え申し上げます。

法制局と申しますのは、これは、御承知の通りはなほ古い役所でございます。まして、明治十八年にできましてから、ずっと法制局というところで通って参っております。従って、私どもは、一面には、法制局という名前をそう軽々に変えるべきではないというふうにも確かに考えております。しかし、衆議院なり参議院に法制局が戦後できましてから、非常に名前の上でまぎらわしいという事は全く事実でございます。私のみならず、ほかの方におきまして、私も何となくかという内閣法制局というものが現在の通称でございます。そこで、なぜそうなったかと申しますと、やはり衆議院、参議院に法制局ができてから後のことであります。で、まぎらわしいことが唯一のあれかとおっしゃれば、やはりその根本の原因はそこにある。やはり衆参両院に法制局がありますから、内閣にあるのをただ法制局というよりは、実際の便宜の問題からいまして、すでに内閣法制局と一般に通称されております名前をやはり正式の名前とした方がいいのではないかと考えまして、この際、改正につきまして御提案をいたしておるわけでありませう。

○受田委員 そのまぎらわしいという以外に理由は全然ないわけですね。

○高辻政府委員 全然ございません。

○受田委員 そこに問題がある。もう法制局といえ、内閣でもかつて久しく国民に親しまれておる名称です。それを、わざわざ内閣法制局と今ごろになつて突然持ち出さなければならぬ。ほど、法制局が権威がないものかどうか、ここに一つ問題がある。衆議院にあるから、参議院にあるからというが、衆議院、参議院は衆議院法制局、参議院法制局となつてゐるのです。それに、行政府の機関としての法制局長官は、すでにずっと法制局長官なんでも、何も長つたらしいことを言わなくとも一般の人にはわかつておる。こちらの方は長官とは言わぬ。衆議院法制局長官とは言いません。あなたにして、次長、長官という名称は今日まで親しまれておるのです。ただそういう名称の便宜のためにのみということ、軽々しく名称を変えるということ、私は問題があると思うわけ。今、だいたい検討されたということ、承つたのですが、どうしてもこうしなればならぬものかどうか。

○高辻政府委員 法制局長官にございまして、非常に御理解あるお話でございますが、ありがたく感ずるわけでございますが、確かに法制局というものは、先ほども触れましたように、明治十八年から官制上の名称になつておりました。今さらこれを改めることについては、若干気にならぬ点もないではないわけでございますが、しかし、これも、内閣法制局という名称だけの特に変えることを御提案すると申しますよりも、やはりこの際衆参両院の法制局と同じように、やつのことと同じ四部ということになる機会でも

ございまして、今まで申し上げましたように、実際の称呼といつたしましては、内閣法制局と言われておるようなことでもございまして、この機会に一部名前も改めていこう、これが全くの本旨でございます。そのほかの何もないわけでございます。

○受田委員 これは政治的な問題ですけれども、閣議において、総務長官及び法制局長官は採決には加わっておりませんが、その発言の地位というものはどういふものですか。

○高辻政府委員 これは理論上の問題でございますが、閣議は、ただいまお話がございましたように、国務大臣で構成されておりますので、国務大臣以外の人は、たとひ閣議に列席することとが許されましても、その閣議の構成員でないことは当然でございます。従つて、閣議においてその決議に加はるとか、そういうような内閣としての意思決定に加はることがないことは当然でございます。しかし、これも御承知のように、現在内閣官房長官、総務府総務長官、それから内閣法制局長官、副長官もほかにおられるようでございますが、そういう方が、閣議における審議をスムーズにするといひますか、そこにおける質問とか、いろいろの問題につきましても説明の衝に当たるといふようなこともございませう。

○高辻政府委員 確かに法制局長官の職務は、閣議に出席するわけでございますが、それはあくまでも閣議の構成員ではないわけでございます。従つて、閣議でいろいろのことを議していただく上の補佐的な事務をとるにいたしても、その決定的な事項に、みずから意思決定に加はることはないという

ような形でございます。きわめて簡単なことでもございまして、あるいは御質問のお答えになつていないかもしれませんが、もしそうでしたら、あらためて御質問願ひます。

○受田委員 そこで、法制局長官の閣議における発言ですが、これは補佐官として質問があつたら答える、それで、法制局というものが、すでに内閣の御用局ということに事実問題としてなつておつて、いかに政府の法律解釈などを裏づけするかというところで、政府の側に立つてこびへつらう結論を出す。こういうことにきゅうきゅうとしておつたのでは、やはり私は法制局長官の権威はないと思う。由来、御用長官と称せられる傾向が法制局にあつたわけですが、これは、閣議において発言の機会などが与えられるために、自然に純理論的な法律論じやなくして、政治的な配慮で法律を曲げ、曲学阿世な結論を出す、こういうことにならざるを得ないものかどうか、あなたの方では純理論で、法律論で筋を通すことが出来るのかどうか、どちらですか。そういう場合も、純理論でいける立場が守れるかどうか、これは大事なことで、それから、あなたは当事者として一つ……

○高辻政府委員 確かに大事な問題だと思ひます。しかし、ただいま受田先生は、法制局長官はもっぱら政府の弁護に立つておつて、必ずしも筋を通さぬとおっしゃいます。何んが、何かその辺に御疑問があるようにおっしゃる。たように思ひますけれども、私どもが見る限りでは、法制局で審議されましたものが、やはり閣議にいくわけでございます。その段階に至るまでにいろいろの問題がございませう。これは、

私どももしよつちう当面している問題でございますが、やはり筋を通す上からいって必ずしも適当でない、きわめて典型的に申しますれば、憲法上の問題とかいふようなことになりまして、われわれが自信のないものは、それはやはり通さぬこととしております。従ひまして、法制局長官が閣議において、法制局の審議、立案を受けたものについてお話になる場合は、われわれもやはり共同責任の上に立つてゐるわけでございます。私どもは閣議の議に付されるものが、筋の立たぬものがそこに到達することはないというふう

に考えております。

○受田委員 時間が過ぎましたからやめますが、私は法制局というものは、やはり法律を守る立場の役所でないべからぬと思ひます。それが法律を曲げてでも、時の政府に阿附迎合するといふ行き方は、内閣がかつてのことに法律的解釈がどんどん変わるというやうなことでは、問題があると思ひます。やはり法制局としては、権威を持つてやらなければならぬ。そうでなくとも、一部をふやして四部に人員を強化して、そして今の政府の御用的な解釈をするのであるなら、われわれとしては賛成できない。それなら与党の諸君も賛成できないだらうと思ひます。

一応法律解釈としてはやはり筋を通す立場に立つて、内閣の曲がつた考え方を、今あなたがちよつと触れたことを、法制局としてはある程度がらばれたことがあるようにおっしゃるが、そういう権威を持つて法制局はやつてもらわなければならぬ。法律案を出して、人間もふやし部もふやすといふこの機会に、そういう決意ができますか。御

用機関がふえるということじや問題です。われわれは御用機関のふえることに賛成することはできない場合もありますからね。

○高辻政府委員 今回の一部増設のこととでございますが、これは一つそれなりにござんたいだきたいと思ひます。

實際問題として、御承知だと思ひますが、国会に提出する法律案だけを見ましても、非常に数が多いと思ひます。

そのほかに政令がございまして、条約の審議、これは国会の御承認を得なければなりません、そういうものについて見ますと、ただいままでに大体六百件前後の法律案、政令案、条約とい

うものがございまして、そのほかに、法律問題についての意見というものがわれわれの所掌事務に入っておりますが、そういうものが、現在の法制局の機構で申しますと、第一部がそれに当たっております。今申し上げた六百件というものは、二部と三部という二つの部でやっております。

○受田委員 法制局の職員の採用につきましては、衆参両院ではそれぞれ四部が当たっております。そこで、ただいままで實際上その二部において処理をして参ったのでございまして、理想的な運営といたしましては、それぞれの参事官が合議をしてやられるような状況が一番理想的な姿で、昔はそれでやっておったわけでございますが、ただいま申し上げましたような事情で、近ごろは担当の参事官が事務官を相手にしてやっておるといふことでありまして、実際の事務処理上支障がありますので、この際一部を増設していただきますれば、自然部長も一人ふえるわけござ

います。そういうことによつて、少なくとも部長は、各参事官の審議にそれぞれ目を通す十分の機会が得られるようにしていただこう、そういう意味で、きわめて事務的なお願いでございます。

それはそうといたしまして、ただいまお話がございましたように、法制局のあり方という点について、非常にこもつともな御注文がございました。

私もといたしましては、従前もそうでございますが、むろん、今後、法律を扱つているところでございますから、従前と同様に申し上げると足らないとおっしゃられるかもしれませんが、私の気持ちといたしましては、そこに何ら——ひたすらやはり法律の世界でのいろいろな問題につきま

して筋を通していくというところが、われわれの仕事の基本であるということに申すまでもないこととございまして、その点はしっかりと今後ともやつていくつもりでございます。

○受田委員 法制局の職員の採用のとき、非常に公平な人が採用されなければならぬ。参事官、部長にしても、御用的な感覚を持った人があまり就任になると、とてもないことになる、そういうことも考えられておりますね。——そうですね。

それともう一つ、総理府の關係の付属機関の委員と今度の委員の待遇は全部同じ待遇にしておりますか。委員手当はばらばらじゃございせんか。今度出された港灣の問題、交通の問題、これはみんな委員の待遇は全く同じかどうか。

○小平政府委員 委員の手当の問題も一兩年來盛んに問題になっております。

これは私も承知いたしております。そこで、これを全般的に統一をはかるべきではないか、こういうことでよりよい協議はいたしておりますが、まだ結論には至っておりません。今回設置をお願いいたしております各種の審議会、調査会等については、予算上では大体同じになっております。ですから、大体同じでいくつもりでございますが、全体としての問題もございまして、はつきり完全に全部同じだとも今のところは申し上げかねるかと思ひます。

○受田委員 それで、資料をお願いして申しわけないですが、総理府だけでけつこうですか、今改善されている最近の委員の担当の一覧表を、これは簡単にできると思ひますから、それと、今度作られる新しい審議会關係の委員構成のお尋ねが今あったのです。

が、たとえば港灣の場合に、港灣労働者の中から適任者を学識経験者として採用したい、こういうようなことでしたが、そういうそれぞれ学識経験者として採用される予定の、今御説明されたものよりもっと、この配分等も何%がこういう方面ということも含めて、資料をお出しただけならばおけつこうだと思ひますので、委員会構成、政令で出される基準になる事項をお願いしたいと思ひます。これはできますか。

○小平政府委員 御趣旨に沿うような資料は提出したいと思ひます。ただ、先ほど審議室長から御回答申し上げました通り、中には、まだ具体的にどの方面から何人というところまで突き詰めてないものもございまして、その辺は一つ御了承いただきたいと思います。

います。

○受田委員 質問を終わります。

○中島委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、明二十三日十時理事會、十時半委員會を開會することとし、これにて散會いたします。

午後一時四十分散會

昭和三十七年三月二十七日印刷

昭和三十七年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局